

地 区 計 画 計 画 書

那覇広域都市計画地区計画の変更（八重瀬町決定）

都市計画伊覇地区地区計画を次のように変更する。

名 称	伊覇地区地区計画
位 置	八重瀬町字伊覇西大越地原、東リ大越地原の各一部、字東風平東風平原、西原の各一部、字上田原国川原、宇志道原の各一部、字友寄前橋原の一部、字屋宜原仲志原、東大越地原の各一部の区域
面 積	約 42.5 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、八重瀬町の北部に位置し、大部分が農地となっているが、近年の宅地開発の増加、また、県都那覇市と八重瀬町を結ぶ国道507号が広域幹線道路として整備されるなどの社会情勢の変化から、良好な住宅地の形成が期待される地区であり、国道507号沿いについては上位計画において沿道利用型の商業地区としての位置づけがなされており、現在、町施行による伊覇土地区画整理事業が進められている地区である。</p> <p>このため、本計画では上記の地区の位置づけの実現化を図り、また、土地区画整理事業の事業効果の維持増進を図るとともに、事業後に予想される敷地の狭小化による建築物の過密化、用途の混在による住環境の悪化等を未然に防止し、適正かつ合理的な土地利用を図ることにより、良好な居住環境を形成・維持することを目標とする。</p> <p>なお、隣接する屋宜原地区において伊覇地区に先立ち地区計画が決定されていることから、本地区的地区計画を策定するうえで、土地利用及び街並みの連続性に留意する。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>当地区を低層戸建住宅地区、沿道住宅地区A、沿道住宅地区B、沿道住宅地区C、中層戸建住宅地区、集合住宅地区、沿道商業地区、タウンセンター地区A、タウンセンター地区Bの9地区に細区分し、それぞれの地区の方針に沿った適正な土地利用を誘導するとともに、各種用途の調和のとれた良好な市街地の形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 低層戸建住宅地区 1～2階建の戸建住宅を中心とした土地利用とし、良好な住環境を形成する土地利用とする。 2. 沿道住宅地区A 幹線道路に面した住宅地であり、基本的には住宅系の土地利用を図るが、前面に高幅員の道路があるという立地上のポテンシャルを活かしつつ、地域生活の上で必要な施設等が立地可能な土地利用を図る。但し、沿道住宅地区Bよりは沿道利用としてのランクは下げ、立地できる施設などは更に小規模なものとし、背後地の住宅への緩衝機能を有する地区とする。 3. 沿道住宅地区B 幹線道路に面した住宅地であり、基本的には住宅系の土地利用を図るが、前面に高幅員の道路があるという立地上のポтенシャルを活かしつつ、地域生活の上で必要な施設等が立地可能な土地利用を図る。また、建築物等をある程度高度化を可能とし、背後地である住宅地と幹線道路との緩衝機能を有した地区とする。 4. 沿道住宅地区C タウンセンター地区Aに隣接した住宅地であり、後背地である住宅地との緩衝機能を有した土地利用を図るが、幹線6号沿いについては、立地上のポテンシャルを活かしつつ、地域生活の上で必要な施設等の立地を許容する地区とする。 5. 中層戸建住宅地区 下記集合住宅とあわせて、一団の中層戸建住宅の促進を図る土地利用とし、集合住宅が周辺に立地する中に低層戸建住宅の立地を防ぎ、市街地の連続性と環境の保全を目指す地区とする。 6. 集合住宅地区 中高層の集合住宅を中心としたゆとりある空間形成を図る地区とする。 7. 沿道商業地区 国道507号沿いの地区であり、八重瀬町の骨格を形成する幹線道路に相応しい沿道商業機能を集積した土地利用を図るとともに、屋宜原地区との国道を挟んだ土地利用の整合性等を考慮する地区とする。 8. タウンセンター地区A タウンセンター地区Aは本町の行政拠点として、単なる行政サービスを行うだけの場ではなく、まちづくりの中心拠点と位置づけ、より良い町民サービスが可能な新庁舎の立地を目指す地区とする。また、農協関連施設を誘致し、物販、飲食をはじめ、新庁舎における公共サービスやタウンセンター地区Bと一緒に、新たな市民ニーズに応え、活発な人・物・経済活動を行う場を目指す地区とする。 9. タウンセンター地区B 住民ニーズに応え、付加価値の高いサービスを提供する、活発な人・物・経済活動が交流する場として、商業機能を中心として、付加価値の高いサービスを提供する場を目指す地区とする。
地区施設の整備の方針	本地区内は伊覇土地区画整理事業に伴う区画整理により、幹線道路、区画道路、公園等の地区施設が整備される。したがって、本計画においては地区施設のそれぞれの整備目的に従い、その維持・保全に努め、安全で快適な利便性のある都市空間の形成を行う。
建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び各地区的土地利用の方針に基づき、次に掲げる「建築物等に関する制限」の各号を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の容積率の最高限度 3. 建築物の建ぺい率の最高限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物等の高さの最高限度及び最低限度 7. 建築物等の形態又は意匠の制限 8. かき又はさくの構造の制限
その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 1. 良好的歩行空間の確保、交通機能の保全等を図るため、幹線道路については電線類地中化を推進し、幹線道路以外の場所の電柱設置については民有地に設置することを推進するものとする。 2. 地区内に植生する樹木で、良好な住環境の形成に必要なものについては、積極的に保全を図り、緑化環境の増進に寄与するものとする。 3. うるおいのある街並みが形成されるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。 4. 適正な土地利用及び良好な景観を形成するため、当該地区内における産業廃棄物や粗大ごみ等の放置を禁止する。また、建設資材や重機等の置き場として土地利用してはならない。但し、既存のもので規模の拡大を伴わない場合はこの限りでない。

3. 国道507号又は
都市計画道路3
・4・79幹線1号線
以外の道路のみ
に接する敷地

19) 上記15)
及び17)
から18)
に掲げるも
の

20) 店舗、事務
所等で床面
積の合計が
500m²を超
えるもの
※国道507号
と都市計画
道路3・4・7
9幹線1号線
の両方に接
する場合は、
国道507号
における制
限を適用す
る。

上記の沿道住宅地区Bの自動車修理工場の用途については、告示日（平成19年9月11日）において現に存するものは制限しない。ただし、規模の拡大を伴わないものと
する。

